

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第19号

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成17年総社市条例第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を削る。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この条例において「配偶者のない者」とは、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子、同法第17条に規定する配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及び<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号）第25条各号に掲げる者をいう。 (受給資格者) 第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、総社市に住所を有する被保険者等で別表に掲げるものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除くものとする。 (医療費の範囲) 第4条 略 2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保</p>	<p>(定義) 第2条 略 2及び3 略 4 この条例において「配偶者のない者」とは、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子、同法第17条に規定する配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及び<u>母子及び寡婦福祉法施行令</u>（昭和39年政令第224号）第25条各号に掲げる者をいう。 (受給資格者) 第3条 この条例による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、総社市に住所を有する被保険者等で別表に掲げるものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第6項の規定により生活保護法による保護とみなされる支援給付を含む。）を受けている者を除くものとする。 (医療費の範囲) 第4条 略 2 前項の受給資格者が負担することとなる費用の算定に当たって、医療保</p>

改正後	改正前
<p> <u>險各法（第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。以下この項及び第9条ただし書において同じ。）の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。</u> </p> <p> 3 略 （受給資格証の提出） </p> <p> 第9条 受給資格者が、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）とともに受給資格証を提出しなければならない。ただし、医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあつては、被保険者証等及び高齢受給者証とともに受給資格証を提出しなければならない。 </p>	<p> <u>險各法（第2条第1項第1号から第6号までに掲げるものに限る。）の規定により受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を算定して高額療養費が支給されることとなる場合における高額療養費の算定は、医療保険各法の規定にかかわらず、当該受給資格者以外の被保険者等の療養に係る額を除き、医療保険各法の高額療養費の算定の例により行うものとする。</u> </p> <p> 3 略 （受給資格証の提出） </p> <p> 第9条 受給資格者が、療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）に対し、当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証、加入者証、組合員証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）とともに受給資格証を提出しなければならない。ただし、<u>高齢者医療確保法以外</u>の医療保険各法の一部負担金の規定による70歳以上の者にあつては、被保険者証等及び高齢受給者証とともに受給資格証を提出しなければならない。 </p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付方法については、なお従前の例による。